

長野市農業委員会第 33 回総会議事録

- 1 日 時 令和 7 年 10 月 31 日 (金)
開始時刻 午後 1 時 30 分 終了時刻 午後 2 時 43 分
- 2 場 所 会議室 203 (第二庁舎 10 階)
- 3 出席委員
1 番 阿部 孝二 2 番 北村 守 3 番 駒村 保幸
4 番 青木 保 5 番 久保田清隆 6 番 野池 久
7 番 長谷部 孝 8 番 小池 知永 9 番 渡邊 美佐
10 番 小林 清男 11 番 清水 貢 12 番 鈴木啓佐利
13 番 奥山 雅茂 14 番 山本 忠宏 15 番 祢津 光博
16 番 北澤 万正 17 番 横山 幸季 19 番 曾根 信一
20 番 花見ひとみ 21 番 近藤 利章 22 番 宮崎 治夫
23 番 善財 良治 24 番 佐藤 隆 25 番 和田 修
- 4 欠席委員
18 番 高木喜久夫
- 5 会議に出席した職員
農業委員会事務局
事務局長 大島 昭彦 主幹兼事務局長補佐 笠井 英明 事務局長補佐 松橋 秀樹
事務局長補佐 西村 武次 係 長 駒村貴久美 主 事 成島 和沙
職 員 浅川 清和
農業政策課
係 長 小林 裕之 主 査 瀧澤 千穂
長野県農業開発公社
参 事 町田 春夫
- 6 議 事
(1) 農地法等に係る事項について
議案第 303 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 304 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 305 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による
「農用地利用集積等促進計画」の要請について
議案第 306 号 農振除外等に係る意見聴取について
議案第 307 号 地域計画の変更に係る関係者の意見について
議案第 308 号 非農地決定について
報告第 100 号 農地法第 4 条の規定による届出について
報告第 101 号 農地法第 5 条の規定による届出について
(2) その他農業委員会業務に係る事項について
議案第 309 号 農地等利用最適化推進施策に関する意見書について
議案第 310 号 長野市農政懇談会について

曾根会長代理　ただ今から第33回の総会を開会いたします。本日の総会につきまして、現在の出席委員数は在任委員25名中24名で過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、総会は成立しております。参考までに申し上げますが、欠席委員は18番 高木喜久夫委員です。挨拶ですが、初めに青木会長よりお願いします。

青木会長　改めまして、ご苦労さまでございます。10月に入りまして冷え込みがだんだんと増してきておりますけれども、私の家から見える白馬三山ですね、真っ白になりました。もう雪が近いなど。それから菅平のほうで、最近雪も降りましたので、いよいよ冬ごりの準備も必要かなというような時期に入ってまいりました。

今日はいくつかお話をさせていただきたい。一つは、つぶやきにも書きましたが、熊の出没と被害の問題があります。先ほどテレビで盛んにやっておりますけれども、秋田県では自衛隊の出動要請ですね。非常にやっぱり、人の住む領域まで、どんどん熊が出没していると。実際に亡くなった方もおられるし、けがをされた方も相当数おられるというふう聞いております。

先ほど、ここに来る前に、長野市の森林いのしか対策課の責任者の方とお話をいたしました。長野市はどんな状況ですかというお話を聞きましたけれども、確かに出没の情報は出ています。ただし、今のところそれほど例年より多い件数ではない。たまたま、例えば善光寺の参道に出たとかいうことで話題にはなっていますが、件数としてはそれほど多くはないというようなことで、取りあえず熊のことでの特別対策は、今のところとっていないというような状況でした。まあ熊もやっぱり寒さには、冬眠というものもございまして、11月半ばぐらいで少し落ち着くのではないかなという見方もしています。

ただ、私どもも今までずっと農地の利用状況調査等で、特に中山間地域の方は、ある面では命がけで、ほ場の点検なんかをしていただきました。いずれにしてもやっぱり作業の安全が確保されなければ、この園地はちょっと見送ろうかというようなことがこれから出てくるんじゃないか。そういう面では、やっぱり人間と獣のそもそもこの区分けといいますか、それぞれの領域については、きちっと守るようなことをしていかないといけないなというふうに思っています。国も今回自衛隊まで出て、取りあえず人の命を守るということですが、根本はやっぱりそうじゃないと思いますよね。やっぱり根本対策は、山をやっぱり元のいわゆる健全な姿に戻して、ちゃんと食料もきちんと確保するというようなこと、それと保護、保護とは言っていますけれども、やっぱ

り適正な個体数ってあると思うんですよね。たぶん熊もおいしいものを食べれば、当然一頭当たりの出産する数も多くなると思うんです。そうすると生息数も当然増えてくるということで、過密化するのではと思っています。そういったことまで踏み込んだ形で、今後農水省には対応いただきたいなというふうに考えております。

それから二つ目はですね、実は 10 月に、農業委員会の長野地区の協議会で、富士見町のカゴメという企業と富士見町とのいわゆる法人企業の農業進出についての事例を視察してまいりました。裏のページにちょっと書いておきましたけれども、当初富士見町へは株式会社カゴメが野菜ジュースの工場を作りたいということで、約 50 数年前に進出したそうです。ずっとやったんですけれども、平成の後半になりまして、やっぱり社会の動きで今の原料がですね、今国内でほとんど調達していないと。ほとんど中国からジュースは全部輸入しているそうです。今、富士見町から材料調達しているのかというと、富士見町で作っているトマトは全部、生食用に使う。しかもその高級生食用のトマトを今栽培しているというふうなお話を聞いて、やっぱり状況が大きく変わっているなというふうな受け止め方をしました。さらには、工場ですらトマト関係の開発部門を持ってまして、そこで開発した技術を実際に、その近くのほ場で大規模的に生食のトマトを作って、それを売る場所も確保しているということで、開発それから生産、販売という循環を、この地域の方々と一緒にやられているということで、非常に 6 次産業のモデル的な存在になっているというふうにお聞きました。売上なんかを見ましても、平成 24 年に約●●円だったんですけれども、令和元年には●●円と約 1.7 倍に増えたということになり、それからカゴメさんも関連する農業関係だけでも、90 人の雇用から 300 人まで増えたというふうなことで、結構モデル的な事業展開をしているというふう聞いております。

さらには、カゴメさんとは直接関係ございませんけれども、一昨日、いろは堂のおやき屋さんありますよね、そこも今まではほとんどおやきの具材を農家から買ってたんですけど、なかなか思うような品種、それから思うような品質も含めて、なかなか確保できないというふうな課題が出てきたと。そんなことで全量のおよむ仕入れじゃなくて、できれば自分たちでも作りたいということで、来年からおやきの具材を自分たちで作るというふうな動きをしていくお話を社長さんがしていました。この前も多分農業委員会の中でもお話がありましたけれども、アップルパイを作りたいんだけど、思うように紅玉が手に入らないから自分たち

で作るといような話も聞いています。食品関係についてはそういったことが、あちこちで検討されているようなので、そういう意味では、法人企業の農業分野への進出というのは、積極的に動いていくのではないかなというふうな見方もしております。

ご覧のように、長野市では今年度から、法人企業の農業進出についての一定の支援策を予算で組んでいます。具体的にどこの企業がという動きまでは聞いておりませんが、これからこの辺が大きな我々の新しい担い手として期待できるんじゃないかなというように思った研修でございました。非常に参考になった研修というふうに、報告をしたいと思います。

さて、今日の総会でございますけれども、通常の農地法関係、今回は中間管理の議題はございませんけど、いくつか議題を用意しておりますので、慎重審議よろしくお願いいたします。簡単でございますけれども、以上で私の報告とさせていただきます。

曾根会長代理 ありがとうございます。続きまして、大島局長にごあいさつをお願いいたします。

大島事務局長 皆さんお疲れさまです。急に寒くなって秋を通り越して冬になったような状態ですので、皆さんお身体には十分気を付けていただきたいと思います。また、農業フェアに参加していただいた委員の皆さまお疲れさまでした。当日はそんなに寒くなくて、外にいても良かったような状態だったと思いますが、お疲れさまでした。

私から一つお願いと言いますか、農業委員と最適化推進委員の選考委員会、検討委員会等々終わり、その中で最適化推進委員は、検討委員会でお一人多く応募いただいていたので、選考から外れたというように形で通知を今回出させていただきます。一応一通りの手続が終わりました。12月の議会、総会でそれぞれ同意を得てから、新しい方に通知を発送する予定です。お願いというのは、それぞれ農業委員個々に検討事項等あると思いますので、その点を新しい方に引き継ぎできるような形をお願いいたします。また、方法については事務局の方で考えますので、新しくなった方が引き継ぎうまく手続といたしますかできるような形へ持っていければと思っておりますので、ご協力をお願いします。私から以上です。

曾根会長代理 ありがとうございます。続きまして、議長就任ですが、長野市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、会長が議長となっておりますので、青木会長に就任していただきます。青木会長、議事進行をお願いします。

議長 それでは、規定によりまして、私が議事進行させていただきますので、よろしく申し上げます。着座にて進行をさせていた

だきますが、ご容赦ください。

最初に、議事録署名人の指名を行います。議席番号 20 番 花見ひとみ委員、議席番号 21 番 近藤利章委員にそれぞれお願いいたします。よろしくお願いいたします。

議事に入る前に確認をいたします。農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定で、農業委員会の委員は自己又は同居の親族もしくはその配偶者に属する事項については、その議事に参与することができないとしております。本日の議事案件に関しまして、当事者又は関係者となっている方がございましたら、お申し出ください。

【該当なし】

議長 特にありませんね。それでは、なしと確認いたしました。次に、議案の訂正等の報告について、事務局からお願いいたします。

笠井主幹兼事務局長補佐 事務局の笠井です。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

初めに、資料の確認をお願いいたします。本日お手元にお配りしました資料及び皆さまに事前にお届けして、ご持参いただいております資料につきましては、別紙総会資料一覧（確認用）のとおりでございます。ご確認をお願いいたします。

また、議案の訂正につきましては、別紙第 33 回総会農地法等議案訂正票（総会用）と本冊をご用意いただきたいと思います。本冊の 7 ページをご覧ください。農地法第 5 条の番号 1 番でございます。本件は、申請が取り下げられましたので、議案の削除をお願いします。理由につきましては、隣接地の農業用倉庫につきまして、建築指導課の指導に基づき建物の用途変更が必要になったため、今回は間に合わずとのことで取下げということになっております。

続きまして、本冊の 11 ページをご覧ください。農地売買等事業の番号 1 番です。訂正箇所は、左から 2 列目の所在になります。上から 4 番目と 5 番目の豊野町浅野舟場を古舟場へ訂正するものです。

続きまして、本冊の 16 ページをご覧ください。番号 108 番につきまして、議案の削除をお願いします。この削除を踏まえまして、一番下の集計表の原野と合計を訂正票のとおり訂正をお願いします。議案の訂正等の報告につきましては、以上でございます。

議長 ただ今、事務局より説明がありましたが、訂正内容はよろしいですね。それでは、議案第 303 号を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

笠井主幹兼事務局長補佐 議案第 303 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本冊の 1 ページをご覧ください。番号 1 番

から5ページの16番までの16件でございます。内容につきましては、所有権移転案件が14件、賃借権案件と使用貸借権案件が各1件となっております。農家創設案件は、2ページの4番、5ページの14番と16番の3件でございます。10アール未満の案件はございませんでした。なお、その他の内容につきましては、議案に記載のとおりとなっておりますが、農地法第3条第2項の各号に掲げる全ての農地等を効率的に利用して耕作等を行うと認められない場合や、周辺農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じる恐れがある場合など、許可することができない要件について確認したところ、該当しておりません。したがって、いずれも許可要件を満たすと判断いたしました。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 　ただ今、事務局から説明がありました。それでは、各地区調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告について、農家創設を含めてお願いいたします。初めに、西部地区調査会長から、1番から5番お願いします。

和田地区調査会長 　西部地区調査会の和田です。まず1番につきまして説明させていただきます。1番の借受人は、往生寺で親の代からリンゴの栽培を行っており、貸人が高齢となったことから、隣接地で自分の土地の隣でリンゴの栽培を続けるもので、引き続きリンゴの栽培を行っていくということで、許可要件を満たしております。

2番目につきましては、親子間での無償の所有権移転事案であります。受人の親は、96歳という高齢で同居の子どもに所有権を移転し、引き続き水稻栽培等を行っていくもので、許可要件を満たしております。なお、同一の農家間の所有権移転であるため、農家創設は不要です。

3番につきましては、親戚間で無償の所有権移転事案であります。農家ができなくなった渡人から親戚である受人が引き続き耕作を行うもので、許可要件を満たしております。

4番目につきましては、農家創設事案であります。兄弟間での無償の所有権移転事案ではありますが、渡人の兄が実家の農家を行っていましたが、農家ができないということで受人である弟が近くに住んでいるということで、それを引き受けて農家を行うもので、受人には後継者がいるということ等、許可要件を満たしており、調査会では承認することとしました。

5番につきましては、有償の所有権移転事案であります。受人が耕作している農地に隣接している土地を購入するものであり、受人は本件農地と一体でブドウの栽培を行うもので、許可要件を満たしております。なお、受人は近々、中条に引っ越しをして、

本件農地を引き続き栽培するというのを聞いております。以上です。

議 長 続きまして、中部地区調査会長から、6番から8番をお願いします。

北村地区調査会長 中部地区の北村でございます。6番は、現在耕作されていない農地を、隣接地の耕作者が購入するという案件であります。受人は、現在耕作している自分の農地と合わせてブドウを一体的に育てるということでありまして、ベストなマッチングというふうに思います。したがって、調査会で審議した結果は問題はないということで、許可相当と判断をいたしました。

番号7番ですが、申請地は以前から受人が耕作しているものであります。そして、渡人が高齢のため、今回正式に譲渡の打診があったものでありまして、調査会で審議した結果は問題ないというふうに考えております。

番号8番ですが、現在の相対契約から3条へ移行する案件で、申請地はもう既に受人がもちろん耕作しておりまして、今後も引き続き耕作を行っていくということですから、調査会では問題ないというふうに判断をいたしました。以上であります。

議 長 続きまして、南部地区調査会長、お願いします。

小林地区調査会長 南部地区の小林です。3ページの9番から14番までということになります。9番につきましては、有償による所有権移転をするものであります。渡人は、高齢のために規模縮小の意向があり、申請地のうち、現在相対で貸借している受入へまとめて所有権移転をするものであります。作付作物は水稲でございます。

続きまして、10番です。こちら有償による所有権移転であります。合わせて説明いたします。渡人は、同一の方で高齢のため、規模縮小の意向があり、所有権を移転するものです。10番、11番の申請地4筆とも、10番の受入である●●さんがこれまで相対により貸借をしておりました。●●さんは果樹を専門的に行うということで、10番の2筆をそのまま所有権移転しモモを栽培するというのでございます。

11番につきましては、地域で野菜を大規模に耕作されている方が所有権を移転するという事です。キャベツ、ジャガイモ、大根、野沢菜等の野菜を栽培するという事です。

12番につきましては、有償による所有権移転でございます。渡人は相続で農地を取得したのですが、会社員で管理が大変ということで、申請地は受入の自宅に隣接していた場所にあり、渡人、受入双方の利害が一致したため、所有権移転するものです。作物は、玉ネギと長ネギでございます。

続きまして、13番につきましては、こちら有償による所有権

移転であります。申請地は、既に受人が耕作を行っている場所であり、渡人、受人双方の利害が一致したため、所有権移転するというものになります。予定作物はリンゴとのことです。

続きまして、14番ですけれども、これも有償の所有権移転でございます。農家創設案件のため、地区調査会で受人本人より説明をいただきました。受人は、埼玉県に住んでいましたが、自然豊かなこの長野県ということで、自家用野菜を栽培したいという希望があり、信州新町に空き家を購入し9月から移住し、それに付随する農地を所有権移転するものでございます。申請地は、購入された住宅に隣接している場所に2筆と、徒歩で3分ほどの場所に1筆であり、合わせて3筆です。長年耕作されていなかった場所でありまして、移住後9月から、草刈りから始め耕作できる状態に復旧させているというところでございます。近隣の住民の方と良好な関係を築いているようで、技術指導については、近隣農家の方から受けるとのことです。作付予定作物は野菜でございます。いずれも9番から14番につきまして許可条件に適合しており、調査会では許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 それでは、最後に東部地区調査会長から、15番、16番をお願いします。

近藤地区調査会長 東部地区調査会の近藤です。15番につきましては、県外に住む渡人の所有する住宅の売却に合わせて、農地も売却を行ったというものです。受人は、以前から一部農地については管理を行い、また他の農地はそれ以外の方が管理を行っていたということで、今後は受人が全て管理を進めるということです。その農地の所在地が、現在計画されている基盤整備事業の事業地内ということなんですけれども、受人はその事業の計画推進に携わる立場でいらっしゃるということでございます。

16番につきましては、農家創設の案件です。受人は、会社勤めの傍ら以前から借地において野菜作りを進めていたと。相続によって農地を引き継いで、規模を拡大、今回の取得に伴って10アールを超えたことで、農家創設ということになりました。当日説明を受けましたが、野菜作りに生きがいとか、喜びを感じていらっしゃる様子で、また今後についても意欲を持って取り組みたいというような話を伺いました。ということで、いずれも許可相当と判断をいたしました。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長からの報告について、発言のある方の挙手を求めます。阿部委員。

阿 部 委 員 14番でちょっと教えてください。●●さんという方が亡くなられて、弁護士が清算人で、経営面積の方で1,019㎡を受人にお願い

いするとなると、1,164㎡が経営面積というか自作でやっていて、この分を引くと145ぐらい残ると思うんですが、亡くなった後、他にその145はどういう形で、聞いていいのかどうか。

議 長 事務局どうぞ。
笠井主幹 今の残地の部分なんですけれども、こちら登記簿に載っていない、公図にも載っていないところということで、農地台帳だけあるらしいんです。今回判明しましたので、今後どうしていくか、今事務局で検討中というところでご理解いただきたいと思いま

阿部委員 税金は掛かっているのか？
笠井主幹 そこまで調べていないんですが。
阿部委員 登記簿謄本というか、登記になっていなければ、税金は。
笠井主幹 ないですね。

阿部委員 架空ということだな。
笠井主幹 そうなんです。

阿部委員 前にもそういうのがあった。
議 長 阿部委員よろしいですか。

阿部委員 はい。
議 長 他いかがですか。それでは、質問ないようですので質問を閉めます。採決に入ります。議案第303号について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第303号は、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第304号を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

笠井主幹 議案第304号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本冊の7ページをご覧ください。番号2番から9ページの7番までの6件でございます。7ページをご覧ください。2番につきましては、駐車場を拡張する転用案件です。3番は資材置場と駐車場を設置する転用案件です。8ページをご覧ください。4番は通路を設置する転用案件です。こちらは備考欄に開発許可と記載があります。申請地の隣に新築する住宅の開発許可の申請を市の建築指導課が受け付けており、許可見込みのあるものでございます。5番は住宅敷地を拡張する転用案件で、備考欄に農振除外日と記載がありますとおり、令和7年6月13日付けで農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更があ

ったものです。6番は駐車場を設置する転用案件です。7番は重機置場を拡張する転用案件です。なお、その他の内容につきましては、議案に記載のとおりとなっておりますが、許可要件に照らし特に問題ないと判断いたしました。また、先月の総会で許可すべきものをご決定いただき、県に進達しておりました農地法第5条の6件は、全て許可済みとなっております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 　ただ今、事務局より説明がありました。それでは、地区調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに、北部地区調査会長から、2番についてお願いいたします。

善財地区調査会長 　2番につきましては、無償の所有権移転、贈与案件でありまして、渡人と受人は従兄弟関係にあります。受人は自宅にて自営業、鍼灸院を経営しており、道路を挟んだ反対側に既存の駐車場がありますが、その駐車場を一部拡張するために、無償での所有権取得をするというものであります。周囲に与える影響はないということで、許可相当と判断いたしました。

議 長 　続きまして、中部地区調査会長から、3番と4番お願いいたします。

北村地区調査会長 　3番は、資材置場及び駐車場を設置する案件であります。申請者がそこにありますように、川中島に本店を置く建設業者であります。真島にいる業者の下請をやっているため、真島にある現行の資材置場は、用地を借りて事業を行っております。しかし、最近になって業務拡張があるということで、手狭になってきたということで、現在借りている資材置場も11月までに返還しなければいけなくなったことから、同じ地区にある申請地に転用し、移転したいというものであります。そこにあるように、一筆1種のものがありますが、これは全体目的の第1種農地が3分の1を超えないということで、条件はクリアしております。事業計画と現場を確認いたしました。周辺の農地は本人の農地で、周辺の農地には支障がないというふうに判断をいたしました。

それから4番ですが、後継者住宅の接道案件であります。申請者は、渡人の子どもであって、父の宅地の一部分を分筆して、今回、住宅を建てたいということにしておりますが、その場合、建築基準法に基づいて本人の接道が必要になるため、申請地を通路として転用する案件であります。これも、事業計画書と現場を確認いたしました。周辺は既に宅地化が進んでいて、西側に農地はありますが、これは渡人本人の農地であることから、周辺農地に支障はないと判断いたしまして、調査会で許可相当ということで整理をいたしました。以上になります。

議 長 　続きまして、東部地区調査会長から、5番から7番お願いしま

す。

近藤地区調査会長 東部地区調査会の近藤です。5番につきましては、追認の案件です。今年6月に農振除外を受けて、今回の転用の申請に至ったものです。受人の住宅は、昭和52年に住宅用地と合わせて今回の申請農地も渡人から譲り受けたというもので、渡人と受人は兄弟関係、今回の申請者は従兄弟関係ということになります。住宅建築当時から、申請地については庭として利用がなされていたもので、今回、手続がまだできていないということが判明した中で、渡人、受人相談した中で申請に至ったものでございます。

6番につきましては、駐車場の設置に伴う転用の案件です。受人につきましては、解体業を行っているということで、道を挟んだ隣の敷地では、既に転用済みの場所で事業を進めているもので、今回、手狭になった敷地を拡充するという中で申請ということになったものです。渡人は、相続農地について営農ができないという中で、売却を打診されていたと、そういう中でこの適地に候補地が見つかったということです。以前の事業地につきましても、周辺の耕作者等関係者から事業を行うに当たっての要望等を確認し、それに沿って周辺に支障がないように配慮して事業を進めているということで、今回も管理が強く行われると推測されるものでございます。周辺農地への影響も特にございません。

7番につきましては、建設土木会社の重機置場の拡張ということで、3筆あるうち1筆は追認の案件ということになります。山と保科川に挟まれた細長い敷地の中で、現在も既に大きな資材置場、重機置場等が存在する場所に続く山側の敷地についての転用です。重機の置場が不足という中で、今回転用に至ったものでございます。場所的に周辺農地への影響もないと判断されます。ということで、いずれも許可相当と判断をしたものでございます。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長の報告について、発言のある方の挙手を求めます。特にいいですかね。

【質疑なし】

議 長 それでは、発言がございませんので、採決に移ります。議案第304号について、許可相当とすることに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の賛成を確認いたしました。よって、議案第304号は、許可相当と決定いたしました。

続きまして、議案第305号を議題といたします。長野県農業開発公社長野事業所より、議案の説明をお願いいたします。

農業開発公社 町田 参事 ご紹介いただきました長野県農業開発公社の町田でございます。よろしくお願いいたします。着座で失礼します。

議案第 305 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による「農用地利用集積等促進計画」の要請について、ご説明をさせていただきます。11 ページをご覧ください。本件は、長野県農業開発公社が行います農地売買等事業による所有権移転の案件でございます。当社が行う農地売買等事業、前回の総会でも若干説明させていただきましたけれども、譲渡人から県公社、また県公社から譲受人への所有権移転登記が 2 回発生するということがございまして、この手続を速やかに進めるため、県公社の買入れと売り渡しを 1 回のご審議及び要請で行っていただくというものでございまして、事務手続の短縮を図らせていただいております。こういった関係で、農地中間管理事業の貸借の手続とは異なっておりますことをご承知いただきたいと思います。本日、委員の皆さまにご確認をいただきます内容は、農地法第 3 条の許可要件と同じ内容でございます。

それでは、議案の説明を行います。番号 1 番から 2 番の 2 件でございまして、全て豊野町浅野に所在する農地でございます。1 番は、豊野町浅野高割から同町尻、同古舟場、同古町に所在します合計 8 筆で、面積は 2,227 m²でございます。譲渡人は●●さん、譲受人は●●さん 47 歳が、リンゴを栽培する予定でございます。2 番目でございますが、これも同じく豊野町浅野でございまして、古舟場、同町尻に所在します合計 4 筆で、面積は 2,176 m²でございます。この 4 筆は共有地でありまして、譲渡人は●●さんと●●さん、譲受人は 1 番と同じ●●さん 47 歳が、同じくリンゴを栽培する予定でございます。なお、その他の内容につきましては、議案に記載のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。説明は以上でございます。

議 長 ありがとうございます。ただ今、長野県農業開発公社町田さんより説明いただきました。それでは、北部地区調査会長から、1 番及び 2 番について、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。

善財地区調査会長 北部の善財です。本件、2 件とも譲受人は●●さん、この方は親とともに農業経営に携わっておりまして、問題のない農家の方でございます。先ほど、事務局から説明があったとおりでありまして、許可要件に適合しており、許可相当といえますか問題ないと判断いたしました。以上です。

議 長 ただ今の農業開発公社さん及び北部地区調査会長からの説明について、ご意見、ご質問ありますか。私からいいでしょうか、教えてください。1 番、2 番、含めて同じ方なんですけれども、

リンゴとなっていますけれども、これは成園ですか、それともこれから植えるんですか。

農業開発公社 町田 参事 議 長 この 12 筆のうちの 5 筆につきましては、既に植わっております。

5 筆は定植されている。

農業開発公社 町田 参事 議 長 はい。あと 7 筆はこれからです。

その 5 筆の前段の成園のいわゆる価格反映というのは、この両方で約●●ほどですよ、売買価格。ここではあくまで農地だけの価格、それともリンゴ園としての木の価格というのは、何か別々なことになっていますか。

農業開発公社 町田 参事 議 長 公社の扱いは、あくまで土地だけの扱いできております。樹木は評価していません。ただ、農地の価格については、それぞれ最初に地主さんと買っていただく譲受人の方で話し合いをしていただきますので、そこに公社はアドバイスのことはやるんですけれども、あくまでお二人で決めていただいた価格で、後は公社の事業をやる範囲がちょっとありますので、その中でやらせていただきます。

議 長 相対の中で込みかもしれないということですね。

農業開発公社 町田 参事 議 長 恐らく込みだと思えます。

恐らく込みだということですね。分かりました。それでは、意見も出尽くしたようでございますので、採決に移ります。議案第 305 号を原案のとおり要請することに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第 305 号は、原案とおりに要請することに決定いたしました。町田さん、ご苦労さまでした。ありがとうございました。

それでは、続きまして別冊 1 の議案第 306 号を議題といたします。農業政策課から議案の説明をお願いします。

農業政策課 瀧澤 主査 農業政策課の瀧澤と申します。よろしくお願ひいたします。議案第 306 号 農振除外等に係る意見聴取について、ご説明申し上げます。別冊 1 をご用意ください。

では、議案の説明に入らせていただきます。1 ページをご覧ください。受付表でございます。今回の農業振興整備計画の変更は、除外 6 件です。続きまして、3 ページをご覧ください。除外番号 1 です。申出者である有限会社●●の骨材置場として、申出があったものです。除外面積は 866 m²です。続きまして、7 ページをご覧ください。除外番号 2 です。事業計画者である●●氏が、既に農

業用倉庫、農作業用カーポート、庭として利用している追認案件でございます。除外面積は244㎡でございます。続きまして、15ページご覧ください。除外番号3です。除外番号2に隣接する土地になりますけれども、事業計画者である●●氏が、後継者住宅を建設するために申出があったものです。除外面積は219㎡でございます。続きまして、20ページご覧ください。除外番号4です。事業計画者である●●が、地域公民館を建設するために申出があったものです。除外面積は966㎡でございます。続きまして、25ページご覧ください。除外番号5です。事業計画者である学校法人●●は、幼稚園舎等を建設するために申出があったものです。除外面積は3,741㎡です。こちら通常と異なるプロセスで除外の手続を行いますので、少し詳しく説明させていただきます。28ページご覧ください。

本計画では、横にしたときに真ん中辺り、薄い赤枠があると思うんですけども、ここで囲われた園舎及び園庭のほか、赤枠の上部にあります畑、それから赤枠の左側の駐車場を一体的に開発するものです。ちょっとページをお戻りいただいて、27ページご覧ください。27ページでは、赤枠部分のみ囲ってありまして、今回、農振農用地の除外の申出となっておりますので、このみ申出地となっております。計画自体は、この道路で囲まれた四角い外区の中の左上の遊園地、れいめい遊園地と薄く書かれているんですが、ここを除いた土地が全体の計画地でございます。25ページへお戻りください。中ほどの土地改良事業等実施状況にございますように、申出地は土地改良事業完了後8年未経過の土地であります。そのため、通常除外とは別のプロセスである27号計画へ位置付けることにより、除外手続を進めるものでございます。なお、農業委員会としてご意見をいただく観点は、通常の外除外と変わりませんので、通常とおりのご意見をいただければと思います。

続きまして、31ページご覧ください。除外番号6です。事業計画者である●●氏が、既に設置している物置の追認案件です。除外面積は78㎡です。除外番号5以外の5件につきましては、除外の6要件に照らしまして、特に問題ないと判断しております。詳細につきましては、その他議案に記載のとおりです。説明は以上となります、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議

長 ありがとうございます。ただ今、農業政策課より説明がございました。それでは、各地区調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。最初に、北部地区調査会長から、3ページの除外番号1番と、20ページの除外番号4番、25ページの除外番号5番についてお願いいたします。

善財地区調査会長 北部の善財です。内容につきましては、先ほど事務局から説明のあったとおりでございます。1番については、骨材置場。これは、自社敷地の道の反対側にある農地を骨材置場として利用したいというものであります。それから4番、こちら説明のあったとおり地域公民館の建設ということで、現在の建物が危険な土地にあるということで、新たに公民館を建築するというものであります。それから5番ですが、幼稚園舎、それから園庭、駐車場、畑ということで、それぞれ近隣に与える影響は少ないものと判断し、農振除外は相当という判断をいたしました。以上です。

議長 続きまして、南部地区調査会長から、7ページの除外番号2番と、15ページの除外番号3及び31ページの除外番号6について、報告をお願いいたします。

小林地区調査会長 南部地区の小林です。まず、別冊1の7ページの番号2番です。2番と3番につきましては、関連の案件でございます。7ページの2番につきましては、追認の案件でありまして、所有者が農業に必要な農業用倉庫、作業用カーポート及び庭を設置するものであります。15ページの3番につきましては、農業後継者住宅を建設するものになります。続きまして、31ページの番号6番ですけれども、追認の案件であり、物置を設置するものになります。南部調査会では審議した結果、周辺農地の営農条件に支障を生じる恐れはないと認められますので、問題ないと判断いたしました。以上です。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の農業政策課の説明及び地区調査会長の報告について、発言のある方の挙手を求めます。いかがでしょうか。私の方からいいですか、1点。除外番号ナンバー1、これ、田んぼの中に、砂利を敷くんですね。

農業政策課
瀧澤 主 査
議長
農業政策課
瀧澤 主 査
議長

はい。

これ、写真見る限り、両隣は農地として健在なんですね。

両隣ですね、はい。

これ見ると、写真では稲があるんだけど、水路だとか、一定の高さで積み上げるんですけども、日陰だとか含めてね、その辺は周辺の、いわゆる隣接農家、事前の理解を得ているというふうに理解していいのでしょうか。

農業政策課
瀧澤 主 査
議長
農業政策課

はい、申出者が、隣の土地所有者から同意を得ている書類をいただいております。

同意書類までいただいているんですか。

はい。

瀧澤主査
議 長
農業政策課
瀧澤主査
議 長

いいんですね。

はい。

分かりました。他いかがですか。いいですかね。では、質疑については締め切らしていただきます。それでは採決に移ります。議案第 306 号について、除外申請が相当と決することに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議

長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第 306 号は、原案のとおり相当と決定し、長野市長に意見書を提出します。ご苦労さまでした。

農業政策課
瀧澤主査
議 長

ありがとうございました。

続きまして、別冊 2 の議案第 307 号を議題といたします。農業政策課より説明をお願いいたします。

農業政策課
小林係長

農業政策課の小林といいます。よろしく願いいたします。着座で説明させていただきます。私からは、議案第 307 号 地域計画の変更に係る関係者の意見について、ご説明申し上げます。別冊 2 議案第 307 号をご覧いただきたいと思います。

こちらにつきましては、6 月末の第 29 回農業委員会総会に続いて、今年度 2 回目となりますけれども、地域計画の変更をするために、ご意見をお聞きするものです。

議案の内容に入らせていただきます。資料の表紙裏をご覧いただきたいと思います。参考として法令を掲載させていただいております。地域計画の変更に当たっては、軽微な変更を除いては、農業委員会の意見を聞くことが法定されておりますことから、今回、議案として総会に上程させていただいたものです。

それでは、次ページにまいりまして、今回の地域計画の変更内容となります、地域内の農業を担う者への追加等一覧でございます。表裏となっております、中間管理事業の利用者、もしくは本人希望での追加の申し出のあった方々となります。今回、本人希望が多くおりますけれども、市から地域計画への掲載のない認定農業者の方へ、申し出についてご案内をさせていただきましたところ、掲載希望があったことによるものです。地域計画の変更についての説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議

長 ただ今、農業政策課よりご説明いただきました。それでは、地区調査会長から、別冊 2 の担当部分につきまして、検討結果を含めて意見ございましたらお願いいたします。初めに、北部地区調

査会長お願いいたします。

善財地区調査会長 北部の善財です。北部地区管内の一覧につきましては、先日の地区調査会で審議しましたが、問題ありませんでした。以上です。

議 長 続きまして、西部地区調査会長。

和田地区調査会長 西部地区調査会の和田です。西部地区調査会の事案につきましては、原案のとおりということで、よろしく申し上げます。

議 長 続きまして、中部地区調査会長。

北村地区調査会長 中部地区調査会では、特段の意見はありませんでした。以上です。

議 長 それでは、南部地区調査会長。

小林地区調査会長 南部地区の調査会で審議した結果、原案どおり決定することで問題ありません。以上です。

議 長 それでは最後に、東部地区調査会長。

近藤地区調査会長 東部地区調査会の近藤です。調査会においては特に意見はございませんでした。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の農業政策課の説明並びに地区調査会長の報告について、発言のある方の挙手を求めます。よろしいですかね。

【質疑なし】

議 長 ないということで発言を締め切ります。採決に入ります。議案第307号について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認させていただきました。議案第307号は、原案のとおり相当と決定し、長野市長に意見なしと報告いたします。農業政策課さん、ご苦労さまでした。

農業政策課
小林係長 ありがとうございます。

議 長 続きまして、議案第308号を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

笠井主幹
兼事務局長補佐 議案第308号非農地決定について、ご説明申し上げます。本冊の13ページをご覧ください。番号1番から16ページの109番までの108件でございます。16ページの一番下をご覧ください。面積の集計を載せてあります。今月ご決定いただくものは、山林が45筆で19,917.61㎡、原野が63筆で15,343.21㎡、合計108筆で35,260.82㎡でございます。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 事務局より説明をいただきました。これより質疑に入ります。当案件につきまして発言のある方の挙手を求めます。いかがでしょうか。はい、近藤委員、お願いいたします。

近藤地区調査会長 訂正票で議案削除となった108番なのですが、これは原野として荒れていたところを再生して、耕作を再開されたという解釈でよろしいでしょうか。

議 長 事務局よりお願いします。

笠井主幹 兼事務局長補佐 航空写真で現地を確認して、地権者の方に通知を出すわけなんですけれども、それが若干ずれていまして、それで間違っていたのではないかという判断をしております。すみませんでした。

議 長 現状使っていた農地が、たまたま載っちゃったということですね。

笠井主幹 兼事務局長補佐 そうです。

議 長 近藤委員よろしいでしょうか。

近藤地区調査会長 はい。

議 長 他に質問ございますか。よろしいですかね。それでは、質問を打ち切ります。これより採決に入ります。議案第308号について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第308号は、原案のとおり決定いたしました。

続きます。報告第100号及び101号について、事務局より説明をお願いいたします。

笠井主幹 兼事務局長補佐 報告第100号 農地法第4条の規定による届出について、ご報告申し上げます。本冊の17ページをご覧ください。番号36番から次ページの40番までの5件です。内容につきましては記載のとおりとなっております、書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので、ご報告申し上げます。

続きます。報告第101号 農地法第5条の規定による届出について、ご報告申し上げます。本冊の19ページをご覧ください。番号69番から26ページの89番までの20件です。内容につきましては記載のとおりとなっております、書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので、ご報告申し上げます。報告案件は以上でございます。

議 長 ただ今、事務局から報告第100号、第101号について説明がありました。発言のある方は挙手をお願いいたします。よろしいですかね。

【質疑なし】

議 長 それでは、報告事項でございますので、それぞれご了解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

農地法関係については、議題がすべて終わりました。次に、その他農業委員会業務に係る事項について、審議を行います。議案

第 309 号 農地等利用最適化推進施策に関する意見書についてを議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

西村事務局長補佐 事務局の西村でございます。失礼させていただき、着座にて説明させていただきます。議案第 309 号 農地等利用最適化推進施策に関する意見書（案）につきまして、ご説明申し上げます。意見書の案につきましては、地区調査会にお諮りした素案の一部を、会長の判断で言い回しの部分を若干修正しましたが、提言の項目の変更や追加など、高度な修正はございません。意見書をご確認いただき、ご決定いただきますようお願いいたします。説明は以上でございます。

議 長 調査会でもご議論いただいておりますが、改めて、本日の会議で審議いたします。農地等利用最適化推進施策に関する意見書を市長部局へ提出しますが、この内容につきまして、さらに皆さんからご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。この内容をもって、農政懇談会に臨みたいと思っております。一応確認をいたします。議案第 309 号について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員の賛成を確認いたしました。よって、議案第 309 号 農地等利用最適化推進施策に関する意見書につきましては、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第 310 号 長野市農政懇談会についてを議題といたします。事務局から議案の説明をお願いいたします。

西村事務局長補佐 引き続き、私から説明させていただきます。議案第 310 号 長野市農政懇談会についての資料をご覧ください。長野市農政懇談会の開催、それからタイムスケジュール、役割分担、提言等補足説明、説明者につきまして、今月開催の地区調査会にお諮りしたところ、修正等のご意見はございませんでしたので、お示しした内容でご決定いただきますようお願いいたします。説明は以上でございます。

議 長 資料 2 に基づいて、詳細、ご提案申し上げますけれども、内容についてご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。スケジュール、担当とかされる方はご苦労ですけれどもよろしくお願いいたします。質問がないようでございますので、質問をこれで打ち切りまして、議案の確認をさせていただきます。議案第 310 号につきまして、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の賛成を確認いたしました。原案のとおり決定とさせていただきます。ありがとうございます。

以上で、予定をしていた議事が終了いたしましたけど、ここで議案に相当する提案がございましたらお願いいたします。特によろしいですかね。ないということでありありがとうございます。大変スムーズな進行に感謝申し上げ、議長を退任いたします。

曾根会長代理

以上で、本日の議事は終了となりました。次の8その他に移ります。本日の議事全体を通して、委員の皆さまから質問等がありましたらお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。なければ、最後に事務局から、今後の日程説明も含めてお願いします。

西村事務局長補佐

私から連絡事項を2点申し上げます。まず今後の日程につきまして、次回第34回総会は、11月28日金曜日午後1時30分から、第2庁舎10階の会議室203で行いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、次第の裏面をご覧ください。11月の地区調査会及び農家相談会の日程、それから12月開催の会議等の予定を追加してございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、2点目になります。10月31日をもちまして、クールビズの期間が終了となりますので、11月の農政懇談会、長野県農業委員会大会の行事から、ネクタイの着用をよろしくお願いいたします。連絡事項は以上になります。

曾根会長代理

ありがとうございます。以上をもちまして、第33回総会を終了といたします。ご苦労さまでした。